

令和7年3月11日

破産債権者 各位

株式会社トリプルアート
破産管財人 弁護士 鐘ヶ江洋祐

破産債権の届出に関するお知らせ（2）

令和7年2月20日付「破産債権の届出に関するお知らせ」にて記載のとおり、本件破産手続が係属している東京地方裁判所より、本件に関する破産債権に関し、令和7年5月19日午前11時（日本時間、以下同様）に開催される第3回債権者集会を債権調査期日とし、債権届出期間を本日から令和7年3月21日までとする旨の決定がなされました。

これに伴い、以下の方法により債権届出をして頂きますよう、お願い申し上げます。

1. Masadora（マサドラ）関連のウェブサイト（<https://www.masadora.jp/> 及び <https://www.masadora.net/>）、アプリ（魔法集市Global） を利用していた債権者の皆様

株式会社トリプルアート破産債権管理システムにて債権者アカウントを作成頂き、同システム上にて、債権届出をして頂きますようお願いいたします。令和7年3月21日23時59分までに、同システム上での債権登録を完了しなかった場合には、本件に関する配当を受けられなくなる可能性がございますので、ご注意ください。

破産債権管理システム：<https://claim.masadora-trustee.com/>

2. それ以外の債権者の皆様

令和7年2月25日付で、「債権届出期間及び債権調査期日の通知書」「破産債権届出書」「封筒表書見本」を発送しております。現時点で、これらの書類が届いていない場合には、下記のご連絡先までお知らせ頂きますようお願いいたします。

〈ご連絡先〉

長島・大野・常松法律事務所

メールアドレス：masadora-trustee@noandt.com

敬具

【中文内容为上述日语部分的翻译，仅供参考。】

致 各位破产债权人

关于破产债权申报的通知（2）

如2025年2月20日刊载的《关于破产债权申报的通知》所述，管辖本破产案件的东京地方法院于今日就本案相关的破产债权作出裁定，将2025年5月19日上午11点（日本时间，下同）召开的第三次债权人会议定为债权调查日，并将债权申报期定为从今日起至2025年3月21日的期间。

因此，请以下述方式进行债权申报：

1. 使用 Masadora（魔法集市）相关网站（<https://www.masadora.jp/> 及 <https://www.masadora.net/>）、APP（魔法集市Global）的各位债权人

请于株式会社Triple-art破产债权管理系统上创建债权人账户，并在该系统上进行债权申报。请注意，截至2025年3月21日23点59分，未能在该系统上完成债权登记的，可能无法获取本案相关的分配。

破产债权管理系统：<https://claim.masadora-trustee.com/>

2. 上述以外的各位债权人

已于2025年2月25日发出《债权申报期及债权调查日的通知书》、《破产债权申报书》、《信封正面记载示例》。现在仍未收到该等材料的，请联系以下地址。

《联系地址》

长岛・大野・常松律师事务所

邮箱地址：masadora-trustee@noandt.com

2025年3月11日

株式会社Triple-art
破产管理人 律师 钟江 洋祐